


所管部課	都市建設部 土木課	部長	田辺 康弘			
件名	東大和市自転車等放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正		する規則について			区分
関係事項	条例規則	東大和市自転車等放置防止等に関する条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市公告式条例の一部改正（令和4年4月1日付）に伴い、関連する当該規則の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 第3条第1項中「別表に定める」を「第2条第2項に規定する」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 規則の一部を改正することで、実情に則した適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>※ 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進める。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。